

## 議案第63号

富士見市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和2年9月1日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

基本構想に基づく市政運営に関する規定を整備するため、富士見市自治基本条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市自治基本条例の一部を改正する条例

富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出しを「（総合的かつ計画的な市政運営）」に改め、同条中「、市政運営の指針である基本構想に基づき」を削り、「行政運営に努めなければならない」を「市政運営を図るための基本構想を策定し、これに基づき市政運営を行わなければならない」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。